

日向市監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき令和 3 年度（令和 2 年度決算）財政援助団体の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 9 日

日向市監査委員 成 合 学

日向市監査委員 西 村 豪 武

令和3年度 財政援助団体等監査報告書
(株式会社日向サンパーク)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象

株式会社日向サンパーク（以下「日向サンパーク」という。）に係る令和元年度、令和2年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行及び商工観光部観光交流課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、指定管理業務の状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和3年6月7日から令和3年6月30日まで

3 監査の方法

令和元年度、令和2年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果等

1 日向サンパークの概要

日向サンパークは、地域の資源である温泉を活用し、憩いと交流の場を提供することにより、市民の健康増進と心身のリフレッシュを図り、併せて地域の活性化を図るため、日向市、日向市漁業協同組合等が出資して設立されたものである。なお、日向サンパーク温泉施設については、コロナ禍での休業等により利用者が減少し、経営状況が悪化したため、令和2年度に温泉館を含めた施設全体の今後のあり方を検討した結果、これまで以上の財政支援や施設改修費用に対する将来の財政負担等を考慮し、現状での経営継続は困難と判断された。このため、令和2年9月末をもって温泉館が休館となり、指定管理も取消となっている。また、名称についても、令和3年5月31日の株主総会において、株式会社日向サンパークに変更となった。

2 市との関係

(1) 出資金等の状況

市は、資本金5,000万円のうち4,600万円（92%、460株）を出資している。（4分の1以上の出資団体）

(2) 指定管理料の状況

ア 日向サンパーク温泉施設指定管理業務（令和2年9月末まで）
イ 日向サンパークオートキャンプ場指定管理業務
ウ 日向サンパーク体育施設指定管理業務
令和元年度 34,599,100 円
令和2年度 19,275,500 円

(3) 負担金補助及び交付金、貸付金の状況

令和元年度	日向サンパーク温泉短期貸付金	25,000,000 円
令和2年度	日向サンパーク温泉短期貸付金	25,000,000 円
	日向サンパーク温泉経営安定化支援事業補助金	66,065,000 円
	日向サンパーク温泉長期貸付金	58,549,000 円
新型コロナ対策（令和2年度）		
	日向市指定管理者経営継続助成金	1,602,000 円
	日向サンパーク温泉損失補償金	16,513,000 円
	日向サンパーク体育施設等損失補償金	1,878,000 円
	宿泊施設等安全対策費助成金	40,000 円

3 監査の結果及び意見

令和2年度の利用者は、コロナ禍による休業等により体育施設において微減、物産館及びオートキャンプ場においては、大幅減となった。また、温泉館においては、令和2年9月末で休館となったことにより、80%以上減少した。施設全体では161,885人となり、前年度に比べ168,136人の減少となった。

経営面においても、これまでの赤字経営が続く厳しい経営状況の中、新型コロナウイルス感染症に伴う施設の閉鎖や利用者の減少により、全体の売上高は1億9,979万円で、前年度と比較して1億7,801万円（52.9%）の減収、営業利益としては、△5,983万円で、前年度と比較して4,443万円の減収減益となったが、日向サンパーク温泉経営安定化支援事業補助金や施設閉鎖に伴う損失補償金及び借入金の償還に充てるための無利子貸付の財政支援により、純利益は2,102万円となっている。

事業は、出資目的に沿って適切に運営されており、また、各種帳簿類及び事務処理、並びに所管課における事務処理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後については、不採算部門であった温泉館の指定管理が取り消されたものの、新型コロナウイルス感染症による影響等、懸念される要素も残っており、物産館、オートキャンプ場、体育施設での、施設に対する適正な延命化対策等を図りながら、引き続き業績の回復に向けた取り組みを継続して進めていきたい。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意あるいは改善が必要と考える。

【注意事項】

- (1) 所管課においては、指定管理料の請求について、事務処理の遅れが見受けられることから適宜、助言、指導をお願いしたい。
- (2) 日向サンパークにおいては、指定管理料において、請求の遅れが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。
- (3) 日向サンパークにおいては、決裁伺書において、起案日、決裁日、施行日、取扱区分、決裁区分、保存年限等に記載の無いものや課長補佐欄に押印の無いものが見受けられたので、注意されたい。

第3 措置状況

前項等について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和4年1月31日

(別紙)

令和3年度定期監査結果の措置状況について
(所管課)

指摘等	措置状況
<p>【注意事項】 (1) 指定管理料の請求について、事務処理の遅れが見受けられることから適宜、助言、指導をお願いしたい。</p>	

(株式会社日向サンパーク)

指摘等	措置状況
<p>【注意事項】 (1) 指定管理料において、請求の遅れが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。</p>	
<p>(2) 決裁伺書において、起案日、決裁日、施行日、取扱区分、決裁区分、保存年限等に記載の無いものや課長補佐欄に押印の無いものが見受けられたので、注意されたい。</p>	

令和3年度 財政援助団体等監査報告書
(株式会社東郷町ふるさと公社)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象

日向市が出資する株式会社東郷町ふるさと公社（以下「ふるさと公社」という。）に係る令和元年度、令和2年度における出納、その他の事務の執行及び商工観光部観光交流課、並びに東郷総合支所東郷地域振興課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

また、日向市牧水公園交流施設の指定管理状況について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和3年9月21日から令和3年10月27日まで

3 監査の方法

令和元年度、令和2年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果等

1 ふるさと公社の概要

ふるさと公社は、市民の健康増進及び利便性の向上を図るほか、農林産物の加工販売を通じて地場産業の振興など地域活性化に貢献することを目的に、日向市、日向農業協同組合等が出資して設立されたものである。

2 市との関係

(1) 出資金等の状況

市は、資本金3,065万円うち3,000万円(97.9%、600株)を出資している。(4分の1以上の出資団体)

(2) 指定管理料の状況

令和元年度	日向市牧水公園交流施設管理業務	20,741,287円
令和2年度	日向市牧水公園交流施設管理業務	23,000,000円

(3) 負担金補助及び交付金等の状況

令和元年度	過疎地域振興基金事業補助金	230,000円
令和2年度	過疎地域振興基金事業補助金	7,000円

新型コロナ対策（令和2年度）

牧水公園交流施設損失補償金	1,858,000円
中小企業応援給付金	200,000円
宿泊施設等安全対策費助成金	100,000円

3 監査の結果及び意見

現在「東郷町ふるさと公社のあり方」が検討されており、牧水公園交流施設の指定管理者としては、令和2年度から令和4年度までとなっている。また、令和2年6月に自主事業の牧水庵営業が終了した。

牧水公園交流施設の利用者は、令和元年度11,471人、令和2年度7,112人で、前年度と比較して令和元年度は△1,033人（△8.3%）、令和2年度は△4,359人（△38.0%）となっている。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による施設の閉鎖措置や緊急事態宣言発令による外出自粛等に伴い、スポーツクラブ等の利用がなかったことが主な要因と考えられる。

経営面は、部門ごとに毎月の経営状況を把握し社員との情報共有を図るなど、きめ細かな業務運営に取り組んだが、営業利益73万円の減益であった。また、営業外収益の国の持続化給付金や市の新型コロナ対策損失補償金等により純利益は259万円となった。

事業は、出資目的に沿いおおむね適切に運営されており、また、各種帳簿類及び事務処理については、適正に処理されていると認められた。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意あるいは改善が必要と考える。

【意見・要望】

(1) 所管課においては、現在検討されている「東郷町ふるさと公社のあり方」が示される時期と並行して、定款等の見直しについて適宜、助言、協力を行われたい。

(2) ふるさと公社においては、実情と合っていない給与規程により手当等が支給されているので、給与規程を早急に整備されたい。

また、現在検討されている「東郷町ふるさと公社のあり方」が示される時期と並行して、定款等の見直しについても事前の準備に着手されたい。

【注意事項】

(1) ふるさと公社においては、長期継続契約において、様式の誤り等が見受けられたので、注意されたい。

第3 措置状況

前項等について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和4年1月31日

(別紙)

令和3年度定期監査結果の措置状況について
(所管課)

指摘等	措置状況
<p>【意見・要望】 (1) 現在検討されている「東郷町ふるさと公社のあり方」が示される時期と並行して、定款等の見直しについて適宜、助言、協力を行われたい。</p>	

(株式会社東郷町ふるさと公社)

指摘等	措置状況
<p>【意見・要望】 (1) 実情と合っていない給与規程により手当等が支給されているので、給与規程を早急に整備されたい。 また、現在検討されている「東郷町ふるさと公社のあり方」が示される時期と並行して、定款等の見直しについても事前の準備に着手されたい。</p>	
<p>【注意事項】 (1) 長期継続契約において、様式の誤り等が見受けられたので、注意されたい。</p>	

令和3年度 財政援助団体等監査報告書
(公益社団法人日向市シルバー人材センター)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が交付した補助金等の財政援助について、補助金等の額の算定、交付方法、手続等は適正か、事業は目的に沿って適切に執行されているか、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象

公益社団法人日向市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に係る令和元年度、令和2年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行及び健康長寿部高齢者あんしん課の指導監督に係る事務の執行について監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和3年9月21日から令和3年10月27日まで

3 監査の方法

令和元年度、令和2年度の決算報告書、事業関係書類、出納及びその他の事務事業の執行状況に関する資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果等

1 シルバー人材センターの概要

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること等を目的として平成元年3月に設立されたものである。平成24年4月1日からは公益法人の認定を受け「公益社団法人日向市シルバー人材センター」として活動している。

2 市との関係

市は、シルバー人材センター運営補助金交付要綱に基づき、運営補助金を交付している。（補助金交付団体）

令和元年度 10,740,000円

令和2年度 10,300,000円

3 監査の結果及び意見

シルバー人材センターは、令和元年度に設立30周年を迎えた。また、令和2年度はコロナ禍の影響で、朝市や世代間交流事業等は実施しなかったが、10月のシルバー人材センター事業普及啓発促進月間は剪定や草刈り作業等を行っている。

会員の状況は、令和元年度末 453 名、令和 2 年度末 455 名で、会員数に大きな変動はない。

受注件数は、令和元年度 1,989 件、令和 2 年度 1,809 件で、前年度と比較して、令和元年度は△178 件（△8.2%）、令和 2 年度は△180 件（△9.0%）となっている。これは、コロナ禍で施設が休館等になったことも一因と考えられる。

平成 27 年度から取り組んでいるシルバー派遣事業（一般労働者派遣事業）については、令和 2 年度の受注件数は 19 件、就業人数は延べ 2,374 人で、前年度に比べ 167 人増加しており、就業機会の拡大に寄与しているものの、派遣手数料の分配等をめぐる課題を抱えている。

経営面においては、令和元年度は純利益 93 万円、令和 2 年度は純損失 2 万円となっている。これは、主に受託事業収益の減によるものである。

事業は、補助金の交付目的に沿っておおむね適切に執行されており、また、各種帳簿類及び事務処理については適正に処理されていると認められた。

シルバー人材センターの補助金交付申請等の一連の事務処理は、シルバー人材センター運営補助金交付要綱及び補助金等の交付に関する規則に基づきおおむね適正に行われているものと認められた。

なお、事業の運営にあたっては、次の点について留意されたい。

【意見・要望】

- (1) 所管課においては、シルバー派遣事業における手数料の分配率については、情報の収集と共有を図り、改善について取り組まれない。
- (2) 所管課においては、シルバー人材センターが繁忙時に運転資金が足りなくなり、短期借入を行っている実情を考慮し、部分払いなど支払時期や方法に対する各委託先との協議について協力されたい。
- (3) シルバー人材センターにおいては、シルバー派遣事業における手数料の分配率については、担当課と情報の収集と共有を図り、高齢者の多様な就業機会の拡大を図られたい。
- (4) シルバー人材センターにおいては、繁忙時に運転資金が足りなくなり、短期借入を行っているが、部分払いなど支払時期や方法に対する各委託先との協議を検討されたい。

【注意事項】

- (1) シルバー人材センターにおいては、配分金の誤振込があったので、十分な確認を行うなど注意されたい。
- (2) シルバー人材センターにおいては、契約事務において、財務規程とは異なる事務処理が見受けられたので、注意されたい。

第3 措置状況

前項等について措置を講じた場合は、別紙により通知されたい。

期限 令和4年1月31日

(別紙)

令和3年度定期監査結果の措置状況について
(所管課)

指摘等	措置状況
【意見・要望】 (1) シルバー派遣事業における手数料の分配率については、情報の収集と共有を図り、改善について取り組まれない。	
(2) シルバー人材センターが繁忙時に運転資金が足りなくなり、短期借入を行っている実情を考慮し、部分払いなど支払時期や方法に対する各委託先との協議について協力されたい。	

(公益社団法人日向市シルバー人材センター)

指摘等	措置状況
【意見・要望】 (1) シルバー派遣事業における手数料の分配率については、担当課と情報の収集と共有を図り、高齢者の多様な就業機会の拡大を図られたい。	
(2) 繁忙時に運転資金が足りなくなり、短期借入を行っているが、部分払いなど支払時期や方法に対する各委託先との協議を検討されたい。	
【注意事項】 (1) 配分金の誤振込があったので、十分な確認を行うなど注意されたい。	

(2) 契約事務において、財務規程とは異なる事務処理が見受けられたので、注意されたい。